



平成 27 年 5 月 21 日

監事監査報告書

社会福祉法人明照福祉会
理事長 若松 義十 様

社会福祉法人明照福祉会
監事

監事 河部 脩之 
鶴田 徹二 

平成 27 年 5 月 21 日午後 3 時 30 分より、明照保育園事務室において、社会福祉法人明照福祉会の平成 26 年度事業に関し、業務執行状況及び財産状況について監査を行った。

監査の結果、社会福祉法人明照福祉会の平成 26 年度事業に関する事業報告書、決算報告書、決算付属明細表及び財産目録は適正であった。また、その他業務執行状況及び財産についても適正であった。

なお、詳細については別紙「社会福祉法人明照福祉会平成 26 年度事業に関する監査結果の概要」のとおりである。

以上、報告する。

社会福祉法人明照福祉会 平成26年度事業に関する監査結果の概要

◎監査結果

監事監査項目	監査結果の概要
1. 理事会に出席するか、理事会議事録及び理事への就任承諾書をみて、以下のことを実施すること	
(1)理事会の開催状況並びに審議状況の適正性について確かめること。	適正と認められる。
(2)役員が、「定款第7条及び第10条」に従い選任されていることを確かめること	適正と認められる。
2. 不動産の登記簿謄本・登記簿または権利証を見て、以下のことを実施すること。	
(1)基本財産に法人の所有権があることを確かめること。	残高証明書・登記簿謄本により確認 適正と認められる。
(2)抵当権の設定の有無を確かめ、理事会の承認・所轄庁の承認のない抵当権の設定が無いことを確かめること。	適正と認められる。
(3)適法に抵当権が設定されていた場合、該当する借入金が法人の決算書に計上されていることを確かめること。	適正と認められる。
3. 業務関係について、以下のことを実施すること。	
(1)理事会議事録、事業計画書を見て、事業の実施状況の適正性について確かめること。	適正と認められる。
(2)法人の事業報告書を見て、法人の活動結果が適正に表示されていることを確かめること。	適正と認められる。
4. 経理関係について、以下のことを実施すること。	
(1)理事会議事録、予算編成資料、月次試算表を見て、予算の編成・変更・執行手続きの適正性について確かめること。	適正と認められる。
(2)現金残高金種別表、銀行預金残高証明書を見て、その残高の全てが法人の決算書に計上されていることを確かめること。	適正と認められる。
(3)支払いについて「納品書」、「請求書」、「領収書」等の一連の証憑書類が揃っていることを確かめること。	適正と認められる。
5. 利用者預り金について、正しく処理されていることを確かめること。	適正と認められる。
その他	特になし